

報 告 書

行き先 厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

日 時 平成23年5月27日 午後3時30分～4時30分

用 件 「東日本大震災の復興に向けての要望書」の提出
東北ブロック認知症 GH 連合会

報告者 佐藤 裕邦

報 告

5月14日の仙台での東北 GH 連合会意見交換会で東日本大震災後の被災した東北の GH の復興に向けた国・県・市町村に対しての意見交換等を行った。

それを受けて要望書（案）を福島県 GH 協が作成し、東北各県の GH 協代表者から意見・修正点を集約し完成させた。

5月27日、宮城県 GH 協 蓬田 隆子会長、福島県 GH 協 森 重勝会長、秋田県 GH 協 熊谷 茂会長らとともに厚生労働省 老健局 高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室を訪ね、千葉 登志雄 室長・堀部 賢太郎 専門官・梅本 裕司 係長に要望書の内容を説明し手渡した。

要望書の内容は、3点である。1つは被災に伴う事業存続のための支援（民家や公民館の借上賃と、設備設置費用の無料化、仮設GHの建設推進、仮設住宅の入居期間の延長、建設禁止区域からの移転にかかる費用、住所地特例の緩和など）であり、事業存続に不可欠な資金、土地、建物（環境）があることをお願いした。2つめは市町村によって国からの通知の解釈がまちまちであるため、明確な指示を市町村あるいは都道府県に出してほしいこと。3つめは被災 県の GH 代表者を復興会議に出席させてほしいことを要望内容とした。

佐藤からは、山形県での後方支援の現状を報告した。その中で特養、老健などの介護保険施設に避難した人と GH に避難した人の費用負担が違うため GH への被災者の受け入れは進まなかったと報告した。

以上に対し、千葉登志雄室長からは GH 型仮設住宅については早急に進めたい。しかし、市町村によって対応が違うことには問題があるので国から助言をしていきたい。さらに GH 型仮設住宅を仮設集落の中に認知症高齢者を集住させ必要なサービスが提供されるようなことも考えている。また新たな土地についても購入しやすいように国が後押しできることを検討したい。今、被災地の高台の土地が地上げ屋によって買い占められているとの情報があり、事業所の移転や住宅建設の妨げとなりつつあるので、これについては過去数年の地価を調べ、それ以上の値段で取引することを禁止するような対策を講じる準備を考えている。仮設村における認知症高齢者を救うために「寄り合い所」、「ライフサポーター&ライフサポートセンター」を作る予定である。介護保険3施設は食費・居室費・水光熱費を国が負担する通知が出されたが、GH に関してはそのよ

うな通知を出さなかったため、GHに避難してきた人に負担が生じたことなど、今後厚生労働省通知によって早急に解決したい。GHの人員基準を無償ボランティアで賄っていること（仙台市のGH事業所で実際行われている。無償ボランティアが夜勤もしているとの情報有り）については法令上、検討して回答するとした。今後、GHスタッフのメンタルサポートが必要になってくる認知症介護研究・研修仙台センターでは、事業所を回りGHスタッフと話をするなどして被災後の精神的サポートに努めたいとしている。

堀部専門官からは、被災した3県で1万人ずつの健康調査の準備をしている。今質問の文言を被災者の感情に十分配慮したものにしている最中だと。これは被災して避難しているかどうかの区別なく実施され、認知症についても2年半の追跡調査が行われるらしい。

厚労省から衆議院第1議員会館に移動し、玄葉光一郎議員事務所を訪ね、同様に要望書を提出しお願いをした。これからの第二次補正の際に検討事案としておきたいと。

訪問を終えて…

今年度の東北GH大会は福島県で臨時大会を開催する事になった。「大震災を振り返る」をテーマとするが、山形県GH協からも参加者の経費を援助して大勢の会員事業所職員を大会に参加させ、大会を成功させるような提案を今後理事会に提出していきたいと考えている。以上。